

## 令和元年第2回羽村・瑞穂地区学校給食組合 議会（臨時会）会議録

令和元年5月22日（水）午前10時より、令和元年第2回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（臨時会）を羽村・瑞穂地区第2学校給食センター会議室に招集した。

### 1. 出席議員 6名

1番 秋山 義徳	2番 香取 幸子	3番 梶 正明
4番 村上 嘉男	5番 高田 和登	6番 近藤 浩

### 2. 欠席議員 0名

### 3. 出席説明者

管理者 並木 心	副管理者 杉浦 裕之
教育長 桜沢 修	会計管理者 小林 秀治
事務局長 石田 哲也	給食課長 峯岸 清
庶務係長 市川 晃	管理給食係長 瀧島 淳介
職員係長 小山 健一	庶務係主任 中島 祥紀

### 4. 本日の日程は、次のとおりである。

#### 議事日程（第1号）

日程第1 仮議席の指名について

日程第2 選挙第1号 議長の選挙について

#### 議事日程（第1号の追加1）

追加日程第1 議席の指定について

追加日程第2 会議録署名議員の指名について

追加日程第3 会期の決定について

追加日程第4 選挙第2号 副議長の選挙について

追加日程第5 議案第5号 （専決処分の承認を求めることについて）羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第6 議案第6号 監査委員の選任について

追加日程第7 議員派遣について

開会時刻 午前10時00分

○事務局長（石田哲也） 皆様、改めましておはようございます。

一般選挙後、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間は、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が臨時議長の職務を行うことになっております。出席議員中、高田和登議員が最年長者でありますので、臨時議長をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（高田和登） 皆様、こんにちは。

ただいま臨時議長に選任されました高田和登でございます。地方自治法第107条の規定によりまして、議長選挙が終わるまでの間、臨時の議長の職務を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は6名です。定足数に達しておりますので、これより令和元年第2回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（臨時会）を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

臨時議長において行う議事日程は、お手元に配付してあります議事日程（第1号）のとおりです。

日程第1、「仮議席の指定について」の件を議題といたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

日程第2、選挙第1号「議長の選挙について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（高田和登） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

これより指名推選の発言を許します。

○議員（梶 正明） 議長。

○臨時議長（高田和登） 梶議員。

○議員（梶 正明） 瑞穂町から選出されている近藤浩議員を議長に推選いたします。

○臨時議長（高田和登） ただいま、梶正明議員から指名推選がありました近藤浩議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（高田和登） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいただきました近藤浩議員が議長に当選いたしましたので、会議規則第26条の規定により、本席より当選の旨を告知いたします。

それでは、近藤浩議員から議長当選の承諾及びご挨拶をお願いいたします。

○議長（近藤 浩） ただいま議長にご指名を受けました近藤浩でございます。

本日の臨時議会におきまして、議員各位の温かいご配慮をいただきまして、羽村・瑞穂地区学校給食組合議会の議長に就任することになりました。身に余る光栄でございますが、ここに慎んでお受けいたしたいと思っております。

奇しくも、きょう、NHKの放送で完食指導で学校に来られなくなった子どもがいる

というような報道がございましたけれども、良し悪しはいろいろ問われる問題だろうというふうに思いますけれども、学校給食が子どもたちにとって楽しみである、というようなことでありたいと思いますので、その一助に加われればというふうに思います。どうか皆様のご協力をよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○臨時議長（高田和登） 以上で挨拶は終わりました。

これにて臨時議長の職務を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

それでは、近藤議長、議長席へよろしくお願い申し上げます。

○議長（近藤 浩） それでは、引き続き会議を進めます。

この際、管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。並木管理者。

○管理者（並木 心） 議長。

○議長（近藤 浩） 並木管理者。

○管理者（並木 心） 皆様、おはようございます。羽村・瑞穂地区学校給食組合の管理者をしております並木でございます。

ただいまは近藤議員が議長ということで選出されました。先の統一選挙でご当選されました皆様方、おめでとうございます。そして、当組合の議員になっていただきありがとうございます。

それぞれ議員を目指していただきましたけれども、まさに議長にふさわしく、新鮮な気持ちで議長のもと、学校給食を一生懸命これから2年間、議会運営がスムーズに進めていただけるものというふうにご期待を申し上げさせていただきたいというふうに思っております。

当組合でございますけれども、設立以来、議員の皆様をはじめ、関係者の皆様のご協力によりまして学校給食業務が順調に進んでいるというふうに承知をしておりますし、私自身もそういう点では自覚をしているところでございます。

また、今、近藤議長からもお話がございましたけれども、今日の学校給食は、現在の豊かな食糧時代を背景に栄養バランスのとれた多様な給食を提供することにより、体力の向上と健康の維持、増進を図る一方、児童・生徒のよりよい食習慣や食生活を身につけさせることで、日本のすばらしい食文化を次世代へと継承していく役目も求められております。これはもう表面上で言う言葉であって、子どもたちはそれを受けるほう、それを実感として、いい経験として給食をやっていただく、これをきちっとやっていくのが一部事務組合、我々のほうの責務だというふうに思っておりますので、そういう考えで業務をしながらすばらしいものにしていきたいというふうに思っているところでございますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

本日でございますけれども、提案いたします議案は、専決処分の承認が1件、そして人事案件1件の合わせて2件でございます。いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議の上、ご決定、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願います。

○議長（近藤 浩） 以上で管理者の発言は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

午前10時09分 休憩

午前10時09分 再開

- 議 長（近藤 浩） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
この際、日程の追加について申し上げます。  
本日の議事日程（第1号）に、ただいまお手元に配付いたしました（第1号の追加1）を追加いたします。  
これより、追加日程に入ります。  
追加日程第1、「議席の指定」を行います。  
議席は、組合議会会議規則第3条第1項により、議長が指名いたします。  
議席は、ただいまご着席の議席といたします。1番 秋山義徳議員、2番 香取幸子議員、3番 梶 正明議員、4番 村上嘉男議員、5番 高田和登議員、6番、私、近藤 浩、以上のおり議席を指定いたしました。各自議席札をお立てください。  
次に、追加日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。  
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第71条の規定に基づき、1番 秋山義徳議員、及び、2番 香取幸子議員を指名いたします。  
次に、追加日程第3、「会期の決定について」の件を議題といたします。  
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（近藤 浩） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。  
次に、追加日程第4、選挙第2号「副議長の選挙」を行います。  
お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選の方法によって行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（近藤 浩） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。  
お諮りいたします。被選挙人の指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（近藤 浩） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。  
それでは、副議長に秋山義徳議員を指名いたします。  
お諮りいたします。ただいま指名いたしました秋山義徳議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長（近藤 浩） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました秋山義徳議員が副議長に当選されました。会議規則第26条の規定に基づき、本席から当選の告知をいたします。  
当選されました副議長秋山義徳議員から、ご挨拶をお願いいたします。
- 副 議 長（秋山義徳） おはようございます。ただいま副議長に指名をされました秋山義徳でございます。

新人議員ではございますが、議長の補佐役として、給食組合議会に全力で取り組む所存でございます。

今後とも、議員各位の変わらぬご支援、ご指導を心からお願い申し上げて、簡単ではございますが、副議長就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（近藤 浩） 以上で副議長の挨拶は終わりました。

次に、追加日程第5、議案第5号「(専決処分の承認を求めることについて) 羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木 心） 議長。

○議長（近藤 浩） 並木管理者。

○管理者（並木 心） それでは、議案第5号「(専決処分の承認を求めることについて) 羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましてご説明いたします。

本案は、平成30年の東京都人事委員会勧告を勘案し、本年4月より給与改定を実施することとした構成市町の動向に合わせ、「羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例」の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分とさせていただきます。

このことから、同法第179条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものであります。

構成市町におきましては、平成31年3月の議会定例会において、東京都人事委員会勧告に準じ、条例に規定する給料月額を東京都の給料表に準じて改定するとともに、職員の期末・勤勉手当の年間支給月数を「4.5月」から「4.6月」に、再任用職員については「2.35月」から「2.4月」に引き上げるよう、給与条例の一部改正を行いました。

当組合の職員給与につきましては、これまで羽村市の給料表や給与制度に準じて運用してきておりますことから、羽村市と同様の改正を行ったものであります。

また、地域手当の支給率についても、羽村市の制度に準じ、条例附則において、平成31年4月1日から令和2年3月31日に限り、現行の「10%」から「9%」に引き下げるものであります。

なお、この条例は、平成31年4月1日から施行し、期末・勤勉手当の支給月数の改正については、公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用するものであります。

細部につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。以上です。

○事務局長（石田哲也） 議長。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（石田哲也） それでは、議案第5号「(専決処分の承認を求めることについて) 羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

の細部についてご説明いたします。

お手元に配付いたしました議案第5号資料「羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表」の1ページをご覧ください。

まず、第22条ですが、期末手当の改正でございます。

第2項は、職員の期末手当の支給月数について、現行、6月「100分の120（1.2月）」、12月「100分の140（1.4月）」の支給月数を均等となるよう配分するため、6月及び12月の支給月数をそれぞれ「100分の130（1.3月）」とするものです。

第4項については、再任用職員の期末手当の支給月数を規定しておりまして、現在の6月「100分の62.5（0.625月）」、12月「100分の82.5（0.825）」の支給月数をそれぞれ「100分の72.5（0.725月）」とするものです。次に、2ページをご覧ください。

第23条ですが、勤勉手当の改正です。

第2項において、現在、職員の勤勉手当の支給月数は、6月、12月とも「100分の95（0.95月）」となっておりますが、それぞれ100分の5（0.05月）ずつ引き上げ「100分の100（1.0月）」に改定しようとするものです。

次に、第3項ですが、再任用職員の勤勉手当の支給月数を規定しておりまして、現在の6月、12月の支給月数である「100分の45（0.45月）」を、それぞれ100分の2.5（0.025月）ずつ引き上げ「100分の47.5（0.475月）」としようとするものです。

なお、今回の勤勉手当の支給月数の改定による平成30年度の職員1人当たりの影響額は、一般職員のうち一般職給料表（1）の適用を受ける職員につきましては27,454円の増、一般職給料表（2）の適用を受ける職員につきましては9,692円の増となり、職員全体の人件費の増加額は全会計ベースで57万5,000円の増となります。

次に、一般行政職の職員に適用する一般職給料表（1）の改定についてご説明申し上げます。

まず、11ページをご覧ください。

一般職給料表（1）の備考欄ですが、短大卒と大卒の初任給を規定しておりまして、第1項では、短大卒の初任給を現行の「15万6,100円」から「15万7,100円」に、第2項では、大卒の初任給を現行の「18万2,700円」から「18万3,700円」に、それぞれ1,000円引き上げることとしております。

次に、3ページにお戻りいただきまして、ただいまご説明したとおり初任給を引き上げることから、給料表の1級については1号俸から45号俸、2級については1号俸から9号俸の給料月額を、初任給の引き上げ額1,000円の範囲内で改定するものです。

次に、11ページにお戻りいただければと思います。

一般職給料表（2）は、技能・労務職の職員に適用するもので、一般職給料表（1）の改定に伴い、1級の1号俸から57号俸の給料月額を同様に改定するものです。

最後に、附則についてご説明申し上げます。

25ページをごらんください。

附則第1項は、施行期日に関する規定です。

この条例は、平成31年4月1日から施行することとしておりますが、第1号に規定しております条例第23条の勤勉手当にかかる改正につきましては、公布の日から施行することとし、平成30年12月1日にさかのぼって適用したものです。

また、第2号では、附則第3項に規定しております地域手当の支給割合について、平成32年4月1日から施行したものです。

次に、第2項及び第3項では、地域手当の支給割合について規定しております。

第2項では、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間、現行の「100分の10」を「100分の9」に、第3項では、令和2年4月1日以降、「100分の10」にしようとするものです。

次に、附則第4項ですが、勤勉手当の特例措置です。

平成30年12月に支給する勤勉手当の支給月数に限り、年間の期末・勤勉手当の支給月数が改定された後の支給月数の4.6月になるよう、一般職につきましては、改正案の「100分の100」を「100分の105」に、また、再任用職員につきましては、改正案の「100分の47.5」を「100分の50」としたものです。

最後に、附則第5項ですが、給与の内払いの規定でありまして、改正前の職員の給与に関する条例に基づき、既に支給された給与は、新条例の内払いとみなすものでございます。

以上をもちまして、「羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の細部説明とさせていただきます。

説明は以上となります。

○議 長（近藤 浩） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（近藤 浩） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（近藤 浩） 討論ありませんので、討論を終了いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第5号「(専決処分の承認を求めることについて) 羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の件は、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（近藤 浩） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認されました。

次に、追加日程第6、議案第6号「監査委員の選任について」の件を議題といたします。

この際、村上議員の退席を求めます。

（村上嘉男議員退席）

○議 長（近藤 浩） 提出者より提案理由の説明を求めます。

- 管理者（並木 心） 議長。  
○議長（近藤 浩） 並木管理者。  
○管理者（並木 心） それでは、議案第6号「監査委員の選任」につきましてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして、議会選出の監査委員を選任するため、議会の同意を求めるものであります。

同意を求める方の住所、氏名は、村上嘉男氏で、住所は、瑞穂町大字石畑1659番地5、生年月日は昭和29年5月31日であります。

任期につきましては、令和元年5月22日から令和5年4月30日までであります。

村上嘉男氏は、人格、識見ともに優れた方でありますので、監査委員として最適任者でございます。

以上、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。以上です。

- 議長（近藤 浩） これをもって提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（近藤 浩） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告はありません。ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（近藤 浩） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第6号「監査委員の選任について」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（近藤 浩） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

この際、村上議員の除斥を解除いたします。

（村上嘉男議員着席）

- 議長（近藤 浩） 村上議員に申し上げます。議案第6号は、原案どおり同意されました。

次に、追加日程第7、「議員派遣について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第72条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その目的、場所、期間及び派遣議員名簿等については議長にご一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（近藤 浩） ご異議なしと認めます。よって、本件は議長に一任することに決定いたしました。

以上をもちまして、本臨時会議会の日程は全て終了いたしました。

これにて令和元年第2回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（臨時会）を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

午前10時25分 閉会